

検討のためのたたき台・その2

（第1－3 保釈中の被告人等が正当な理由なく公判期日に出頭しない不作為などを対象とする新たな罰則を設けること）〔制度枠組みの追加〕

第1-3 保釈中の被告人等が正当な理由なく公判期日に出頭しない不作為などを対象とする新たな罰則を設けること

1 考えられる制度の枠組み（追加）

- (1) 裁判所は、刑事訴訟法第93条第3項又は第95条の規定により被告人の住居を制限する条件を付する場合において、必要があると認めるときは、併せて、裁判所の許可を得ないで裁判所の定める日数を超えて当該住居（以下「制限住居」という。）を離れてはならない旨の条件を付することができるものとし、この場合においては、被告人の生活の状況その他の事情を考慮して、適当と認める日数を定めるものとする。
- (2) 裁判所は、(1)の許可をするときは、制限住居を離れる理由その他の事情を考慮して、制限住居を離れることができる期間を定め、これを超えてはならない旨の条件を付するものとする。
- (3) 被告人が(1)又は(2)の条件に違反して正当な理由がなく制限住居に帰着しない場合の罰則を設ける。

2 検討課題

- 罰則（上記1(3)）を設ける必要性・相当性はあるか
- 上記1(1)又は(2)の条件に違反して制限住居に帰着しないことについて「正当な理由」がある場合とは、どのような場合か
- 法定刑は、どのようなものとするか